



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 東京製綱株式会社  
代 表 者 取締役社長 中村裕明  
(コード番号： 5981、東証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役執行役員総務部長 佐藤和規  
(TEL. 03-6366-7777)

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

本日、公表いたしました「A 種種類株式の取得及び消却（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び同法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却）、並びに当社普通株式の募集（自己株式の処分）に係る発行登録に関するお知らせ」のとおり、A 種種類株式を A 種種類株主であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合から全株取得し消却することに伴い、当社が発行する株式は普通株式のみとなることから、定款に規定する A 種種類株式及び B 種種類株式の条項を削除し、併せてその他所要の変更を行うものであります。なお、当該変更の効力発生は、上記の A 種種類株式の取得及び消却が完了することを条件とします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 効力発生日

##### (1) 定時株主総会決議日

平成 27 年 6 月 26 日

##### (2) 定款変更の効力発生日

当社取締役会決議により A 種種類株式が合意取得され、消却された日

(平成 27 年 7 月 9 日 予定)

以上

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数)
<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 4 億株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は 4 億株、A 種種類株式の発行可能種類株式総数は 2,500 株、B 種種類株式の発行可能種類株式総数は 925 株</u>とする。</p>	<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 4 億株とする。</p>
(単元株式数)	(単元株式数)
<p>第 8 条 <u>普通株式の単元株式数は 1,000 株とし、A 種種類株式および B 種種類株式の単元株式数は 1 株とする。</u></p>	<p>第 8 条 <u>当社の単元株式数は、1,000 株とする。</u></p>
<p><u>第 2 章の 2 種類株式</u></p>	(削除)
(A 種種類株式)	(削除)
<p>第 13 条の 2 <u>当社の発行する A 種種類株式の内容は次のとおりとする。</u></p>	
(剰余金の配当)	
<p>1. <u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。）に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）および B 種種類株式を有する株主（以下「B 種種類株主」という。）または B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種</u></p>	

現行定款	変更案
<p>類株主と併せて以下「<u>B 種種類株主等</u>という。)に先立ち、<u>A 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「<u>優先配当金</u>という。)を行う。なお、優先配当金に、各 A 種種類株主等の保有に係る A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>(2) <u>A 種種類株式 1 株当たりの優先配当金の額は、1,000,000 円 (以下「<u>払込金額相当額</u>」という。)に、平成 29 年 6 月 30 日までの期間においては 4.5% を、平成 29 年 7 月 1 日以降の期間においては 5.5% を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日の翌日 (ただし、平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度においては、平成 26 年 7 月 8 日) (同日を含む。) から当該剰余金の配当の基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。以下同じ。) として日割計算により算出される金額とする。</u></p> <p><u>除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として、A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A 種種類株式 1 株当たりの優先配当金の額は、その各配当における A 種種類株式</u></p>	

現行定款	変更案
<p>1 株当たりの優先配当金の累計額を控除した金額とする。</p> <p>(3) 当社は、A 種種類株主等に対しては、優先配当金および A 種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(4) ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に第(2)号に従い計算される優先配当金相当額（ただし、第(2)号但書により控除がなされる前の額）に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降累積する。当社は、累積した不足額に、当該事業年度にかかる定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降、平成 29 年 6 月 30 日までの期間においては年率 4.5%、平成 29 年 7 月 1 日以降の期間においては年率 5.5%の利率で 1 年毎の複利計算（なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）をした金額を加算した額（以下「A 種累積未払配当金</p>	

現行定款	変更案
<p>相当額」という。)を、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払並びに普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して配当する。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>2. 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、かつ、B種種類株主等と同順位で、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(3) A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第1項第(2)号に従い計算される優先配当金相当額とする。</p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>3. A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>4. A種種類株主は、平成26年7月8</p>	

現行定款	変更案
<p> <u>日（以下「取得請求権行使期間開始日」という。）以降いつでも、A 種種類株式の全部または一部の取得を請求する日（以下「普通株式対価取得請求日」という。）を特定して、当該日の 1 か月前までに書面により当社に対して通知した場合に限り、当社に対して、普通株式対価取得請求日において、次号に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（A 種）」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求（A 種）」という。）ができるものとし、当社は、普通株式対価取得請求日において、当該普通株式対価取得請求（A 種）に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（A 種）を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。ただし、普通株式対価取得請求（A 種）は、普通株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）が、同日に発行済の全ての A 種種類株式（発行会社が有するものを除く。）について B 種種類株式等対価取得請求（第 5 項第(1)号に定義される。）が行使されたと仮定した場合に交付されるべき金銭の総額を下回る場合においてのみ行うことができるものとする。</u> </p> <p> <u>(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求（A 種）に係る A 種種類株式の</u> </p>	

現行定款	変更案
<p>数に、<u>A 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第(3)号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を普通株式対価取得請求日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求 (A 種) に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p>(3) <u>取得価額は、当初、158.0 円 (以下、本項において「当初取得価額 (A 種)」という。) とする。</u></p> <p>(4) <u>取得価額は、平成 27 年 3 月 12 日 (同日を含む。) 以降、毎年 3 月 12 日および 9 月 12 日 (当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。) において、各取得価額修正日に先立つ連続する 30 取引日 (以下、本号において「取得価額算定期間 (A 種)」という。) の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) が公表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格 (以下「VWAP」という。) の平均値の 92% に相当する額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) に修正される (以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得</u></p>	

現行定款	変更案
<p> <u>価額（A種）」という。ただし、修正後取得価額（A種）が当初取得価額（A種）の50%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（ただし、第(6)号の調整を受ける。以下「A種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額（A種）はA種下限取得価額とし、また、修正後取得価額（A種）が当初取得価額（A種）の150%に相当する額（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、第(6)号の調整を受ける。以下「A種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額（A種）はA種上限取得価額とする。なお、取得価額算定期間（A種）中に次号に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まれない（以下同じ。）。</u> </p> <p> <u>(5) 取得価額の調整</u> </p> <p> <u>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u> </p> <p> <u>① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式</u> </p>	



現行定款	変更案
<p>を除く。)],「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし, その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は, 株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 普通株式につき株式の併合をする場合, 株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により, 取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合, 普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)の取得による場合, 普通株式を目的とする新</p>	

現行定款	変更案																																																																																
<p>株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式（以下、本号において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本号において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>																																																																																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>調</td> <td>調</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>整</td> <td>整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>前</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取</td> <td>取</td> <td>×</td> <td>±</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>得</td> <td>得</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>価</td> <td>価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											調	調									整	整									後	前									取	取	×	±							得	得	×								価	価									額	額									
調	調																																																																																
整	整																																																																																
後	前																																																																																
取	取	×	±																																																																														
得	得	×																																																																															
価	価																																																																																
額	額																																																																																
<p>④ <u>当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行</u></p>																																																																																	

現行定款	変更案
<p>または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新</p>	

現行定款	変更案
<p><u>株予約権全てが当初の条件で行使され</u> <u>または取得されて普通株式が交付され</u> <u>たものとみなし，取得価額調整式にお</u> <u>いて「1株当たり払込金額」として普</u> <u>通株式1株当たりの新株予約権の払込</u> <u>価額と新株予約権の行使に際して出資</u> <u>される財産の普通株式1株当たりの価</u> <u>額の合計額を使用して計算される額</u> <u>を，調整後取得価額とする。調整後取</u> <u>得価額は，かかる新株予約権の割当日</u> <u>の翌日以降，新株予約権無償割当ての</u> <u>場合にはその効力が生ずる日の翌日以</u> <u>降，また株主割当日がある場合にはそ</u> <u>の翌日以降，これを適用する。ただし，</u> <u>本⑤による取得価額の調整は，当会社</u> <u>または当会社の子会社の取締役，監査</u> <u>役または従業員に対してストック・オ</u> <u>プション目的で発行される普通株式を</u> <u>目的とする新株予約権には適用されな</u> <u>いものとする。</u></p> <p><u>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか，下</u> <u>記①乃至③のいずれかに該当する場合</u> <u>には，当会社はA種種類株主等に対し</u> <u>て，あらかじめ書面によりその旨並び</u> <u>にその事由，調整後取得価額，適用の</u> <u>日およびその他必要な事項を通知した</u> <u>うえ，取得価額の調整を適切に行うも</u> <u>のとする。</u></p> <p><u>① 合併，株式交換，株式交換による他</u> <u>の株式会社の発行済株式の全部の取</u> <u>得，株式移転，吸収分割，吸収分割に</u> <u>よる他の会社とその事業に関して有す</u> <u>る権利義務の全部若しくは一部の承継</u> <u>または新設分割のために取得価額の調</u> <u>整を必要とするとき。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>② <u>取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>③ <u>その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(d) <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p>(e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u></p> <p>(6) <u>前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、A種上限取得価額およびA種下限取得価額についても、「取得価額」を「A種上限取得価額」または「A種下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u></p> <p><u>(金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>5. <u>A種種類株主は、取得請求権行使期間開始日以降いつでも、A種種類株式の全部または一部の取得を請求する日</u></p>	

現行定款	変更案
<p> <u>(以下「B種種類株式等対価取得請求日」という。)</u>を特定して、当該日の45日前までに書面により当会社に対して通知（撤回不能とする。）した場合に限り、当会社に対して、<b>B種種類株式等対価取得請求日</b>において、金銭および<b>B種種類株式</b>の交付と引換えに、その有する<b>A種種類株式</b>の全部または一部を取得することを請求すること         </p> <p> <u>(以下「B種種類株式等対価取得請求」という。)</u>ができるものとし、当会社は、<b>B種種類株式等対価取得請求日</b>において、当該<b>B種種類株式等対価取得請求</b>に係る<b>A種種類株式</b>を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該<b>B種種類株式等対価取得請求</b>に係る<b>A種種類株式</b>の数に、<b>A種残余財産分配額</b>を乗じて得られる額の金銭および次号に定める数の<b>B種種類株式</b>を、当該<b>A種種類株主</b>に対して交付するものとする。なお、本号においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を<b>B種種類株式等対価取得請求日</b>と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。ただし、当該<b>B種種類株式等対価取得請求</b>がなされた<b>A種種類株式</b>の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、<b>B種種類株式等対価取得請求日</b>における分配可能額を超えるおそれがある場合には、<b>B種種類株式等対価取得請求</b>がなされた<b>A種種類株式</b>の数に応じた比例按分の方法により、<b>A種種類株式</b>を取得するものとし、かか         </p>	

現行定款	変更案
<p>る方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、B 種種類株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>(2) 前号による A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の数は、<u>B 種種類株式等対価取得請求日が、(i) 平成 26 年 7 月 8 日 (同日を含む。)</u> から平成 30 年 6 月 30 日 (同日を含む。)<u>までのいずれかの日である場合においては、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.22 を乗じて得られる数、(ii)平成 30 年 7 月 1 日 (同日を含む。)</u> から平成 31 年 6 月 30 日 (同日を含む。)<u>までのいずれかの日である場合においては、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.29 を乗じて得られる数、(iii)平成 31 年 7 月 1 日 (同日を含む。)</u> 以降においては、<u>B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.37 を乗じて得られる数とする。また、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>6. 当社は、平成 27 年 6 月 30 日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日 (以下「金銭対価償還日」という。) が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の</p>	

現行定款	変更案
<p>60 日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A 種類株式の全部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし（ただし、金銭対価償還日より前に第 5 項第(1)号に定める B 種類株式等対価取得請求をする旨の通知が行われた場合には、(i)A 種類株式の全部について当該通知が行われた場合は金銭対価償還は行われないものとし、(ii)A 種類株式の一部について当該通知が行われた場合は当該通知が行われた A 種類株式を除く A 種類株式についてのみ金銭対価償還が行われるものとする。）、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種類株式を取得すると引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種類株式の数に(i)A 種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額に(ii)A 種累積未払配当金相当額および第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の合計額を加えた額の金銭を、A 種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。「償還係数」とは、</p>	



現行定款	変更案
<p><u>金銭対価償還日が以下の日に該当するかまたはいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。</u></p> <p><u>① 平成 27 年 6 月 30 日 : 1.08</u></p> <p><u>② 平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで : 1.15</u></p> <p><u>③ 平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで : 1.22</u></p> <p><u>④ 平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで : 1.30</u></p> <p><u>⑤ 平成 30 年 7 月 1 日以降 : 1.38</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>7. A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(B 種種類株式)</u></p> <p><u>第 13 条の 3 当会社の発行する B 種種類株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>1. 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日(以下「B 種配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された B 種種類株主等に対し、B 種配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主等と同順位で、B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式 1 株当たりの第 2 項第(1)号に定める B 種残余財産分配額に、次号に定める配当年率(以下「B 種配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「B 種配当金」という。)の配当をする。なお、B 種配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) <u>B 種配当年率は、B 種配当基準日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の額を B 種配当基準日から起算して 3 取引日前の日（同日を含む。）に先立つ連続する 30 取引日（以下、本号において「B 種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B 種配当年率算定期間中に第 4 項第(5)号に規定する事由が生じた場合は、上記の VWAP の平均値は第 4 項第(5)号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</u></p> <p>(3) <u>B 種種類株主等に対しては、第(1)号のほか、剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p>(4) <u>ある事業年度において B 種種類株主等に対してする剰余金の配当の額が B 種配当金の額にしないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>2. <u>当社は、残余財産を分配するとき</u></p>	

現行定款	変更案
<p>は、<u>B 種種類株主等</u>に対し、<u>普通株主等に先立ち、かつ、A 種種類株主等と同順位で、B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式 1 株当たり 1,000,000 円</u> (以下「<u>B 種残余財産分配額</u>」という。)を支払う。なお、<u>B 種残余財産分配額</u>に、各 <u>B 種種類株主等</u>が権利を有する <u>B 種種類株式の数</u>を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) <u>B 種種類株主等</u>に対しては、前号のほか、<u>残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>3. <u>B 種種類株主</u>は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>4. <u>B 種種類株主</u>は、いつでも、<u>当会社</u>に対して、<u>次号に定める数の普通株式</u> (以下「<u>請求対象普通株式 (B 種)</u>」という。)の交付と引換えに、その有する <u>B 種種類株式の全部または一部</u>を取得することを請求すること (以下「<u>普通株式対価取得請求 (B 種)</u>」という。)ができるものとし、<u>当会社</u>は、当該 <u>普通株式対価取得請求 (B 種)</u>に係る <u>B 種種類株式</u>を取得するのと引換えに、<u>法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式 (B 種)</u>を、当該 <u>B 種種類株主</u>に対して交付するものとする。</p> <p>(2) <u>B 種種類株式</u>の取得と引換えに交付する <u>普通株式の数</u>は、<u>普通株式対価取得請求 (B 種)</u>に係る <u>B 種種類株式の数</u>に <u>B 種残余財産分配額</u>を乗じて得られる額を、第(3)号乃至第(6)号で定める</p>	

現行定款	変更案
<p>取得価額で除して得られる数とする。</p> <p>また、普通株式対価取得請求（B種）に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>(3) 取得価額は、当初、145.4円（以下、本項において「当初取得価額（B種）」という。）とする。</p> <p>(4) 取得価額は、平成27年3月12日（同日を含む。）以降の毎年3月12日および9月12日（以下「B種修正日」という。）に、B種修正日における時価（以下に定義する。）の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額（B種）」という。）、修正後取得価額（B種）は同日より適用される。ただし、当該価額が当初取得価額（B種）の110%に相当する額（以下「B種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額（B種）はB種上限取得価額とし、50円（以下「B種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額（B種）はB種下限取得価額とする。「B種修正日における時価」とは、各B種修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本号において「取得価額算定期間（B種）」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位</p>	

現行定款	変更案
<p>まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。なお、取得価額算定期間 (B 種) 中に次号に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(5) 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をも</p>	

現行定款	変更案
<p> <u>って次の算式により，取得価額を調整する。</u> </p> $  \begin{array}{rcccl}  & & & \text{併合前発行済} & \\  \text{調整後} & & & \text{普通株式数} & \\  \text{取得価額} & = & \text{調整前} & & \\  & & \text{取得価額} & \times & \frac{\text{併合後発行済}}{\text{普通株式数}}  \end{array}  $ <p> <u>③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合，普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合，普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併，株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。），次の算式（以下，本号において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は，払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降，また当該基準日（以下，本号において「株主割当日」という。）を定めた場合は当該株主割当日の翌日以降これを適用する。なお，当社が保有する普通株式を処分する場合には，次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」，「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替</u> </p>	

現行定款		変更案	
える。			
調	調	(発行済	新たに発行する
整	整	普通株式	普通株式の数
後	前	数-	
取	取	当社が	×
得	得	保有する	1株当たり
価	価	普通株式	払込金額
額	額	の数)	普通株式1株
			当たりの時価
		(発行済普通株式数-当社が保	
		有する普通株式の数)	
		+新たに発行する普通株式の数	
④	<p>当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、                  下記(d)に定める普通株式1株当たりの                  時価を下回る価額をもって普通株式の                  交付を受けることができる株式を発行                  または処分する場合（株式無償割当て                  の場合を含む。）、かかる株式の払込期                  日（払込期間を定めた場合には当該払                  込期間の最終日。以下本④において同                  じ。）に、株式無償割当ての場合にはそ                  の効力が生ずる日（株式無償割当てに                  係る基準日を定めた場合は当該基準                  日。以下本④において同じ。）に、また                  株主割当日がある場合はその日に、発                  行または処分される株式の全てが当初                  の条件で取得され普通株式が交付され                  たものとみなし、取得価額調整式にお                  いて「1株当たり払込金額」としてか                  かる価額を使用して計算される額を、                  調整後取得価額とする。調整後取得価                  額は、払込期日の翌日以降、株式無償                  割当ての場合にはその効力が生ずる日                  の翌日以降、また株主割当日がある場</p>		

現行定款	変更案
<p>合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤ <u>行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を</u></p>	



現行定款	変更案
<p>目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) <u>上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p>① <u>合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>② <u>取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>③ <u>その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(d) <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>平均値とする。</u></p> <p>(e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u></p> <p>(6) <u>前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、B種上限取得価額およびB種下限取得価額についても、「取得価額」を「B種上限取得価額」または「B種下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p>5. <u>B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第13条の4 当社は、種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u></p> <p><u>当社は、種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>当社は、種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第20条の2 第15条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>第16条、第17条、第18条第1項、第19条および第20条は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

別紙

現行定款	変更案
会の決議にこれを準用する。	